

広島女学院大学における「独占禁止法教室」の開催について

平成27年1月28日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として、経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を広島女学院大学において、下記のとおり開催することとしました。

記

1 日 時 平成27年2月6日（金）13：00－14：30

2 場 所 広島女学院大学
広島市東区牛田東4－13－1

3 講 師 公正取引委員会委員 小田切 宏之

4 対象者 広島女学院大学 国際教養学部学生・人間生活学部学生

5 テーマ 独占禁止法、公正取引委員会の概要等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、平成27年2月5日（木）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課 電話 082-228-1501（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/c_chugoku/index.html